

# (仮称) 伊勢崎市高齢者いきいき活躍条例 (案) について パブリックコメント (意見募集) の内容

## 【条例制定に至った背景】

戦後、日本の目覚ましい発展を支えてきた方々は高齢者となり、人口減少と相まって少子高齢化社会が顕著になってきました。本市においても、市町村合併を成し遂げ、経済や社会の健全な発展を支えてこられた方々の高齢化は例外ではありません。

人口減少と高齢化は、将来の労働人口の減少、負担世代の減少による社会保障費の増大、地域社会の衰退など、様々な観点から社会問題となっています。これらは喫緊の課題であり、国や県と共に、解決に向け長期的な視点も持ちながら、着実に実効性のある施策を粘り強く進める必要があります。

そうした中で、平均寿命はもちろん健康寿命も大きく伸び、人生100年時代の到来が言われています。高齢者の人生設計に対する考え方も変化する中で、単に年齢による区別でなく、個人の希望と適正にあった生活を送れる社会を目指す必要があります。高齢者に多様な就労を確保し、社会参加のための環境整備や健康寿命の更なる延伸、医療・福祉サービスを充実させ、DXの活用で活躍の場を一層広げることで、常に支援される立場から、元気なうちはいきいきと次の世代を支える活躍をされることを期待します。

このような経緯から、様々な主体と連携して「市民の誰もが、より長く、元気に活躍できる社会」の実現を図るため、(仮称)伊勢崎市高齢者いきいき活躍条例を制定することになりました。

本条例の制定により、世代を超え、地域における連携のもとで多様な市民が共に暮らせる社会を構築し、持続可能な地方都市として発展することを目指します。

## 【 条 例 の 内 容 】

この条例は、地域社会における高齢者の活躍を推進するための基本理念を定め、市、市民、事業者及び団体の責務や役割等を明らかにすることにより、高齢者となっても活躍できる社会の実現を図り、もって全ての市民が地域社会の担い手として活躍できる社会を目指すことを目的とします。

### 1 用語の意義について定めます。

条例で使用する「市民」、「事業者」及び「団体」の用語について、条例上の意味や範囲を定めます。

各用語について、下記のようにこの条例で定義します。

- ・市 民 本市の区域内に居住する者だけではなく、通勤や通学する者も含まれます。
- ・事 業 者 本市の区域内において事業活動を行う個人と、会社、NPO法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人などの法人が該当します。
- ・団 体 「事業者」以外の、本市の区域内において活動を行う、自治会、老人クラブ、民生児童委員、ボランティア、サークル、地域活動団体が該当します。

※ 高齢者の定義については、年齢による一律での区別はこの条例の主旨に合わない判断し、この条例では定めません。また、高齢者自身も、市民、事業者及び団体の構成員に含まれます。

### 2 基本理念について定めます。

この条例の基本理念として、高齢者がいきいきと活躍する社会の実現は、市、市民、事業者及び団体の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、創意工夫を生かした自主的かつ主体的な取組を基本として行われなければならないことを定めます。

高齢者がいきいきと活躍する社会を実現するためには、雇用、教育、健康、社会保障などの各分野における施策や取組が、それぞれの担い手による一方的な押し付けではなく、担い手と受け手相互の連携や協力、関連する主体との適切な役割分担といった関係性の下で実施されることが必要です。また、価値観の多様化や、複雑化する社会情勢に適切に対応するためにも、創意工夫を生かした主体的な取組が必要となります。

### **3 市の責務、市民の役割、事業者及び団体の役割について定めます。**

基本理念に基づき、市の責務、市民の役割、事業者及び団体の役割を定めます。

それぞれの責務や役割について、下記のように定めます。

- ・市の責務 高齢者がいきいきと活躍する社会の実現の推進に関する総合的な施策を実施すること
- ・市民の役割 高齢者がいきいきと活躍する社会の実現の重要性について理解を深め、市の施策に協力するよう努めること
- ・事業者及び団体の役割  
それぞれの実情に応じ、高齢者が生活を円滑に営むための支援、高齢者がいきいきと活躍することができる機会の提供その他高齢者がいきいきと活躍する社会の実現に資する取組を効果的に行うよう努めること。また、市が実施する高齢者がいきいきと活躍する社会の実現の推進に関する施策に協力するよう努めること。

### **4 高齢者の活躍の機会の確保等について定めます。**

高齢者がいきいきと活躍する社会の実現のためには、高齢者の有する知識及び技能を最大限に活用できる機会が重要と考え、市が事業者及び団体と連携して活躍の機会の確保その他必要な施策を推進するよう定めます。

### **5 高齢者が活躍する重要性を広報及び啓発することを定めます。**

高齢者がいきいきと活躍する社会実現のために、その重要性が広く市民に浸透するよう、市が必要な広報活動及び啓発活動を行うことを定めます。

高齢者がいきいきと活躍する社会の実現の重要性が広く市民に浸透するよう、市が必要な広報活動及び啓発活動を行います。なお、個別の施策の周知や広報については、前述の3「市の責務」や4「活躍の機会の確保等」に基づき行うこととなります。

## **6 財政上の措置に努めることを定めます。**

市が、高齢者がいきいきと活躍する社会の実現に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めます。

## **7 施行日について定めます。**

この条例の施行日を令和5年4月1日とします。